

深谷市修学奨励資金給与条例

(目的)

第1条 この条例は、高等学校に在学等の生徒で、家庭環境の急変により修学が困難なものに対し、修学奨励資金（以下「奨励資金」という。）を給与し、もって有用な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校又は中等教育学校の後期課程をいう。
- (2) 家庭環境の急変 主たる生計維持者が、死亡、疾病、事故又は障害若しくは当該家庭の災害又は火災により、当該生徒の家庭環境に変化を生じている状況をいう。

(受給資格)

第3条 奨励資金の給与を受けることができる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 本人及び保護者が深谷市民であり、現に高等学校に在学又は高等学校に入学決定している者で、修学意欲が旺盛であるもの
- (2) 家庭環境の急変した者

(申請等)

第4条 奨励資金の給与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、給与の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(奨励資金)

第5条 奨励資金給与額は、5万円とする。

(給与期日)

第6条 奨励資金の給与期日は、申請のあった日の属する月の翌月の10日までとする。

(奨励資金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励資金を受けた者がいるときは、当該奨励資金を返還させることができる。

(届出及び受給資格の喪失)

第8条 申請中において、当該生徒が退学及び家庭環境が変更したことにより受給資格を欠く事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合、受給資格は喪失するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市修学奨励資金給与条例（平成4年深谷市条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。